

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第465号）
〔面談記録不存在非公開決定審査請求事案〕
(答申日：令和7年11月17日)

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和5年7月26日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（請求内容）

令和〇年〇月頃、府立〇〇高等学校校長が、「（職員Aが）B先生を傷つけた。」と述べ、職員Aを叱責した件に関する次の行政文書の公開を請求します。

1 本件に関して、校長、事務長らがB教諭との間で交わした電子メール、メモ、その他の記録のすべて、及びすべての面談記録等（特にB教諭を傷つけたとする原因、暴行、暴言、脅迫等の具体的な内容がわかるもの）

2 略

3 本件に関して、校長及び事務長とのすべての協議、打合せ、情報共有されたすべての記録、電子メール、メモ、その他すべての資料等

2 令和5年8月8日付けで、実施機関は、請求内容1及び3に対して、「本件公開請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）については、存在していないため、管理していない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 令和5年8月18日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、諮問実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

本件は、校長が職員Aに具体的な理由も告げず「あなたはB先生を傷つけた」旨で叱責した件に端を発するものである。

通常「人を傷つける」とは、暴行・脅迫・暴言などをもって、相手を攻撃することであるが、職員A本人にはそのような覚えは一切なく、職員AはB教諭と今後も同僚として円満な関係を望

んでいるため、そうした動機も存在しない。

一方で校長や事務長は、職員Aが同教諭とつかの間言葉を交わすことや出退勤時にアイコンタクトを取ることを嫌悪し、業務上何らの問題もない職員間の交友関係に干渉・介入し、これらの中止を強制した。

こうした校長らの言動は公務といえるかどうかも疑わしく、職員間の健全な人間関係に私的情で介入したことは、正当な理由がなく不祥事といえる。

審査請求人は、〇〇高校首脳らがこうした当該不祥事の隠蔽を図るため、「非公開制度」を悪用しているのではないか、という疑惑を抱いている。

もしこれが事実であれば、序内秩序を揺るがす重大事案であり、その真偽を明らかにするためにも、関係文書等はすべて公開されなければならない。

本請求は、序内の綱紀保持や職場秩序の維持から必要不可欠なものである。

2 反論書における主張

- (1) 処分庁は、対象が行政文書に非該当とのみ主張している。
- (2) そもそも審査請求人は、対象が〇〇高校長らの個人メモだけなのか否か、知る由もない。
- (3) 処分庁は、審査請求人が令和5年8月18日付け審査請求書で主張した「非公開制度」の悪用について、一切の言及を行っていない。
- (4) よって〇〇高首脳が自らの保身のために非公開制度を悪用している疑惑は何ら払拭されていない。
- (5) よって、本件の真相を明らかにするためにも、徹底した情報公開が求められる。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 本件公開情報を非公開と決定したことについて

本件請求を受けて特定した文書等は、いずれも校長又は事務長が自ら作成、管理している個人メモであり、業務上必要なものとして実施機関内で組織的に用いるために利用、保存されておらず、条例第2条第1項が定める行政文書に該当していないため。

イ 審査請求の理由に対する弁明について

実施機関が本件請求に基づき特定した文書等は、校長又は事務長が本件請求記載の事案に関して聞き取り等を行った際に作成した紙のメモであり、個人的メモとして保管されており、それ自体、複数の職員による検討に付されていない。

条例第2条第1項において、「行政文書」とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定されているとこ

ろ、当該規定については、条例解釈運用基準に則し、以下アからウのとおり、解釈、運用している。

- (ア) 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。
- (イ) 具体的には、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得した文書等が職員個人の段階のものにとどまらず、業務上必要なものとして当該職員個人において自由に廃棄等の処分ができないものをいい、個人的な検討段階のメモで未だ組織的な検討に付されていないものなど、個人で自由に廃棄しても組織上・職務上支障がない個人メモ、個人用の控えなどは、該当しない。
- (ウ) また、「組織的な検討に付された」ものとは、原則として、職階を問わず複数の職員による検討に付され、その結果、これらの者が意思形成に至る検討の過程等として共用するに至ったものというとされている。

上記（ア）から（ウ）に照らせば、本件請求を受けて特定した文書は組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものではないため、条例第2条第1項が定める「行政文書」にあたらない。

よって、審査請求人の主張は失当である。

2 実施機関による口頭説明における主張

請求内容1については、校長がB教諭に聞き取りを行った際、校長の手持ちのメモ帳に記録したものしかなく、その他メールのやりとりや行政文書の作成は行っていない。校長のメモの内容は、実施機関において組織的に用いるものではなく、行政文書に該当しないため不存在による非公開決定を行った。

また、請求内容3について、校長と事務長は、本事案について口頭で打合せ等行ったのみであり、行政文書を作成していないことから、存在による非公開決定を行ったものである。

よって、本件決定に違法不当な点はない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、請求内容1に該当する校長が作成したメモは行政文書に当たらないとして、また、請求内容3に該当する行政文書は存在しないものとして、存在による非公開決定を行った。

実施機関の主張によると、請求内容1については、校長が該当職員に聞き取りを行った際に自身のメモに記載していただけであり、また、請求内容3については、事務長との口頭による打合せのみを行っており、それぞれの請求内容に係る行政文書は作成されていないとのことであった。

また、本件請求の内容は、職場の人間関係に係る個人的な相談に関する情報であるから、行政文書を作成していないという実施機関の主張に不自然な点はなく、文書不存在とした決定は妥当である。

なお、審査請求人はその他縷々主張しているが、本件決定に対する判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

4 付言

本件請求は、職場の人間関係に係る個人的な相談に関する行政文書を求めたものであるが、これらの情報は、個人の性質・性格に係る情報であって、一般に他人に知られたくないと思むことが正当と認められる。

したがって、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第9条第1号に該当する情報を公開することとなるため、本来であれば、条例第12条により、実施機関は、本件行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否すべきであったと解される。

しかし、本件決定によって本件行政文書が存在しないことがすでに明らかとなっており、本件決定を取り消して、改めて存否応答拒否決定を行う必要性が乏しいことから、結論において妥当であると判断するが、今後、実施機関は決定を行うに当たって、慎重な判断のもと、条例の適切な運用に努めるべきである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榎原 和穂、高野 恵亮